

令和6年度多可町障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の促進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、多可町課設置条例（平成17年条例第7号）、多可町教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第6号）及び多可町議会事務局設置条例（平成17年条例第204号）に定める課及び委員等の事務局（以下「適用部署」という。）とする。

3 調達物品等及び目標

障がい者就労施設等から調達する物品等及び目標は別表のとおりとする。ただし、別表に記載のないものであっても、調達可能な物品等であれば対象とする。

4 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労支援施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入及び役務提供等についての情報を収集し、これらの情報を基に、適用部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定したときは、町のホームページ等を通じて、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、町のホームページ等を通じて、速やかに公表する。

6 調達方針に関する担当窓口

調達方針の担当窓口は、福祉課とする。

別表

	種 別	物品及び役務	目標額
物品	食品	弁当、菓子等	3,000千円
	生活用品	軍手、肥料、蛍光灯等	
	手芸品		
	贈答品	ギフトセット、記念品、景品	
	その他	防災用品等	
役務	軽作業	シール貼り、袋詰め、箱折り、 包装、組立等	2,000千円
	草刈り、剪定、 清掃作業	施設清掃、グラウンド整備	
	分別、解体、回 収作業	鹿解体加工業務等	